## 瑞穂市の例規から見るまちづくりに対する取り組み一覧

例規体系	例規名	大区分	中区分 (関連する基本条例)	条例の主旨 (目的)	主な内容等
第1編 総規 第1章 市制施行	まちづくり基本条例	情報の共有 参画 協働	全文	本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。	【まちづくり基本条例推進委員会】 市長の諮問に応じ、まちづくりの推進に関する重要事項について調査、審議等 を行う。
第2編 議会	議会基本条例	情報の共有	第6条 市議会の責務	議会の運営及び議員活動の基本事項を定め、議会及び議員の役割や行動指針等を明確にし、情報公開と市民参加を推進し、市民(市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいう。以下同じ。)に分かりやすい開かれた議会を目指すことにより市民との絆を強め、市民が安全で、安心して生活できる豊かなまちづくりを実現することを目的とする。	第1章 総則(第1条) 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条一第4条) 第3章 市民と議会の関係(第5条) 第4章 市長と議会の関係(第6条一第10条) 第5章 自由討議の活用(第11条・第12条) 第6章 議会改革の推進(第13条・第14条) 委員会の活動(第15条) 第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第16条一第19条) 第9章 議員の身分、待遇及び政治倫理(第20条—第22条) 第10章 最高規範性及び見直し手続き(第23条—第25条)
	議会広報の発行に関する要綱		第6条第2項 情報の提供 第12条 情報の公開	(掲載事項) 第5条 議会広報は、必要と認められる次の事項の結果又は経過 を掲載する。	【議会だより】 (1) 本会議に関する事項 (2) 委員会に関する事項 (3) 全員協議会に関する事項 (4) 議員派遣に関する事項 (5) 議会広報の編集に関する事項 (6) 今後の議会行事及び予定に関する事項 (7) その他議会又は委員会の権限に関する事項
第3編 執行機関 第1章 市長 第1節 事務分掌	附属機関設置条例	参画	第15条 参画 第16条 参画の方法 第17条 計画の策定等への参画	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項 の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほ か、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものと する。	・担当事務・組織・任期・専門委員 ・会長等・会議・守秘義務・庶務・委任
第3節 文書・公印	情報公開条例・条例施行規則		第12条 情報の公開	この条例は、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするとともに、市民の理解と批判の下に公正で民主的な市政を推進し、市政への市民参加の促進に資することを目的とする。	【情報公開審査会】 (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。 (2) 不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
	情報公開審查会規則			(審査会への諮問) 第20条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第 160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係 る処分庁又は審査庁(以下「諮問庁」という。)は、次の各号の いずれかに該当する場合を除き、速やかに瑞穂市情報公開審査 会に諮問しなければならない。	
	情報の共有個人情報保護条例・条例施行規則	情報の共有	第13条 個人情報の保護	この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な 事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の 開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするこ とにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	【個人情報保護審査会】 (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。 (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。第29条において同じ。)を取り消し、又は変更
	個人情報保護審査会規則	qu/,		(審査会への諮問) 第27条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあっ たときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施 機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞な く、瑞穂市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。	し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、 第三者が当該個人情報の開示について反対の意思を表示している場合を除く。 (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求に係る個人情報の 全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに 係る個人情報の全部を訂正することとするとき。 (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求に係る個 人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該 不服申立てに係る個人情報の全部を利用停止することとするとき。
第5節 住民	男女共同参画推進条例	参画	第4条第3項 男女共同参画の 保障	この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市と市民、市民団体、教育関係者及び事業者(以下「市民等」という。)の役割を明らかにし、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市と市民等がともに総合的かつ計画的に推進することにより市における男女共同参画社会を実現させることを目的とする。	【男女共同参画推進審議会】 市における男女共同参画の推進に関する総合的施策その他重要事項の調査及び 審議等を行う。

第5節 住民	パブリックコメント手続実施要綱	参画	第16条第4項 参画の方法	この要綱は、瑞穂市の基本的な政策等の形成過程における市民 の市政参加を促進し、市民との恊働のまちづくり及び公正で民 主的な市政の推進に資するために実施するパブリックコメント 手続に関し、必要な事項を定めるものとする。	・対象・政策等の案の公表・公表方法・意見の提出期限及び提出方法 ・意見の取扱い及び公表・一覧表の作成等
	共催等に関する要綱		第5章 コミュニティ活動 第18条 協働	この要綱は、市が、瑞穂市(以下「市」という。)以外のものが 実施する講演会、講習会、展示会、普及・啓発運動その他の行 事(以下「行事」という。)について共催、後援、協賛、推薦又 は市長質の交付(以下「共催等」という。)することについて必 要な事項を定めるものとする	・共催等の区分・共催等の申請範囲・申請・審査・決定の通知
第6節 交通安全・防犯	交通安全対策会議条例		第17条 計画の策定等への参画 第18条 協働	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定 に基づき、瑞穂市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を 設置する。	【交通安全対策会議】 (所掌事務) 第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 瑞穂市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合 的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
	生活安全条例		第18条 協働	この条例は、犯罪、事故等の防止と暴走族の根絶を促進するため、市民等の自主的な安全活動の推進と環境の整備を行うことにより、安全で住みよい社会の実現を図ることを目的とする。	【生活安全推進協議会】 市民生活の安全に関する問題の発生状況、解決策等に関して広く協議を行うため、瑞穂市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2 協議会は、前項の規定により協議した結果に基づき、前条に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。
第5章 附属機関等	総合計画審議会条例	参画	第17条 計画の策定等への参画	この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の 総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとす る。	【総合計画審議会】 総合計画の策定について調査及び審議すること (総合計画が定審議会への諮問) 第4条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、瑞穂市総合計 画策定審議会に諮問するものとする。
	行政改革推進委員会設置条例			社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、瑞穂市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	【行政改革推進委員会】 (任務) 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、瑞穂市の行政改革の推進に関する重要 事項を調査及び審議する。
	審議会等の設置及び運営に関する要綱		第16条第1項 参画の方法	この告示は、広く市民等の意見を反映させることによって、市 政の公正の確保、透明性の向上及び市民参加を促進し、開かれ た市政の推進を図るため、審議会等の設置及び運営に関する基 本的な事項を定めることを目的とする。	・委員の選任・審議会等の公開・会議の運営に関する事項
	審議会等の公募基準に関する要綱			この告示は、瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱(平成 20年瑞穂市告示第7号)第3条に規定する委員の公募(以下「公 募」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。	・応募資格・公募の方法・応募方法・選考方法・選考結果
	審議会等の会議の公開に関する要綱	情報の共有	第12条 情報の公開	この告示は、瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱(平成の年間は大井一次7月)が入る。場合は大道で変されている。	・会議の非公開の決定・会議の傍聴 ・傍聴人への資料配布・会議開催の事前公表
	審議会等の会議録の作成及び公開に関 する要綱			20年瑞穂市告示第7号)第4条の規定に基づき、審議会等の会議の 公開に関し必要な事項を定めるものとする。	<ul><li>会議録の作成・会議録の公開</li><li>公開の方法</li></ul>
第5編 給与 第1章 報酬・費用弁償	特別職報酬等審議会条例	参画	第16条第1項 参画の方法	市長は、議会の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額 に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当 該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	【特別職報酬等審議会】
	特別職報酬等審議会運営規則			瑞穂市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の会議は、瑞穂市特別職報酬等審議会条例(平成15年瑞穂市条例第32号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議

第6編		I		T	
第1章 通則	財政事情の作成及び公表に関する条例	情報の共有	第11条 情報の共有 第12条 情報の公開	財政事情の公表は、4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月末日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを5月末日までにこれを行う。	(財政事情の内容) 第3条 財政事情には、次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。 (1) 歳入歳出予算の執行状況 (2) 財産、地方債及び一時借入金現在高 (3) その他市長において必要と認める事項
第7編 教育 第1章 教育委員会	給食センター運営委員会規則		第16条第1項 参画の方法	この規則は、瑞穂市給食センター条例(平成19年瑞穂市条例第14号)第7条に規定する運営委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。	【給食センター運営委員会】 給食センターに関する重要な事項について審議し、所長に提言する。
第2章 学校教育	教育支援センター条例	参画		市の教育に関する調査及び研究、教職員の研修、教育情報の提供、教育相談並びに社会教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、瑞穂市教育支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。	【教育支援センター運営委員会】 支援センターの運営について必要な事項を協議する
	学校評議員会運営要綱			この告示は、瑞穂市小中学校管理規則(平成15年瑞穂市規則第8 号)第38条に規定する学校評議員会(以下「評議員会」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。	【学校評議員会】 (所掌事務) 第2条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 学校の経営方針及び管理運営に関すること。 (2) 学校・家庭・地域社会の連携に関すること。 (3) その他、校長が審議を必要と認めること。
第3章 社会教育	社会教育委員条例		第18条 協働	社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。	【社会教育委員】 (職務) 第5条 委員は、社会教育の円滑な運営を図るため、次の職務を行う。 (1) 社会教育に関する計画の立案 (2) 教育委員会の諮問に応じて意見の答申 (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査 (4) 地域及び社会教育各種団体の育成等 (5) 公民館における各種事業の企画及び実施についての調査及び審議 (6) 図書館における各種事業の企画及び実施についての調査及び審議 (7) スポーツの振興に関する調査及び審議 (8) 瑞穂市体育施設等の運営に関する重要事項の審議 (9) 生涯学習のまちづくりの推進及び瑞穂市生涯学習センターにおける事業運営の審議
	社会教育指導員設置規則	協働		社会教育の振興を図るため、瑞穂市社会教育指導員(以下「指導 員」という。)を置く。	【社会教育指導員】 (職務) 第2条 指導員は、瑞穂市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の委嘱を受け、社会教育についての指導、学習相談、社会教育団体の育成等又は放課後児童健全育成事業に関し必要な事務を行うものとする。
	社会教育推進員設置要綱			社会教育の振興及び地域における実践活動を推進するため、瑞穂市社会教育推進員(以下「推進員」という。)を置く。	【社会教育推進員】 (職務) 第2条 推進員は、それぞれの自治会及び瑞穂市教育委員会(以下「教育委員会」 という。)と密接な連携を図り、次に掲げる事項を自治会の実状に応じて推進す る。 (1) 集会所等の活用による自治会の社会教育事業の企画推進 (2) 市民の健康及び体力の推進を図るための体育活動の奨励 (3) 教育委員会が行う学級、講座その他文化的社会教育事業等の奨励 (4) 青少年の健全な育成及び非行の防止
	青少年育成推進員設置要綱			青少年育成運動の趣旨徹底と、地域における実践活動を推進するため、瑞穂市青少年育成推進員(以下「推進員」という。)を置く。	【青少年育成推進員】 (職務) 第2条 推進員は、青少年育成瑞穂市民会議及びその他の関係団体並びに地域住 民と密接な連携を保って、青少年育成運動の普及徹底を図るとともに、地域の実 態に応じた実践活動が展開されるよう指導助言し、担当区域における推進活動の 中心的役割を果たすものとする。
	スポーツ推進委員規則			この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。	【スポーツ推進委員】 (職務) 第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。 (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。 (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。 (3) 学校、公民館その他の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。 (4) スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。 (5) 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

第4章 文化財	文化財保護条例	参画	第16条第1項 参画の方法	この条例は、市内に所在する文化財のうち、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)の規定又は岐阜県文化財保護条例(昭和29年岐阜県条例第37号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外のもので、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資することを目的とする。	【文化財保護審議会】 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項 を調査審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認める事項を教育委員会に建議 する。 (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除 (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除 (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除 (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除 (5) 市指定記念物の指定及びその指定の解除
第8編 厚 生 第1章 社会福祉 第1節 通 則	集会場条例			地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的なコミュニティの形成とその発展に寄与するため、地域住民の活動の場として市に 集会場を設置する。	駅西会館
	地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱		第9条第2項 地域における役割の尊重・支援	この告示は、地域住民が生涯を通じて健やかで安心し、生きがいをもって暮らせる市を形成するため、明るく活力ある福祉のまちづくりに積極的に参加する団体の自主活動を支援し、地域福祉活動をより一層推進するため、予算の範囲内において補助金及び交付金(以下「補助金等」という。)を交付するものとする。	【主な補助団体】 社会福祉協議会 老人クラブ連合会 身体障害者福祉協会 遺族連合会 誠心会 シルバー人材センター
	自治会活動推進事業交付金等交付要綱			この告示は、自治会の活動を支援し住民の自治意識の高揚及び コミュニティ活動の推進を図るために交付する交付金等に関し 必要な事項を定めるものとする。	(交付金等の種類) 第2条 交付金等の種類は、次のとおりとする。 (1) 自治会活動振興交付金 (2) 事務取扱交付金 (3) 自治会連合会補助金
	民生委員推薦会規則		第5条第4項 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。	この規則は、民生委員法施行令(昭和23年政令第226号。以下「政令」という。)第7条の規定に基づき、瑞穂市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)について必要な事項を定めるものとする。	【民生委員推薦会】 社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努める=民生委員の推薦
第2節 児童・母子福祉	要保護児童対策地域協議会規則			虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)の早期発見や適切な保護を図ると同時に、虐待防止等の施策を実施するために関係機関における連携を図るため、協議会の下に、実務者会議及び個別ケース検討会議を設置する。	【要保護児童対策地域協議会】 虐待防止等の総合的な施策について、調査及び審議 5 協議会は、関係機関の円滑な連携を図るため、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 (2) 実務者会議からの活動状況の報告及び評価 (3) その他虐待防止等の総合的な施策について、調査及び審議すること。
第3節 老人福祉	緊急通報体制支援事業実施要綱	協働		この告示は、ひとり暮らし老人等(以下「高齢者等」という。) に対し、急病、事故等の緊急時又は日頃の心配ごと等に適切な 対応が行えるよう整備する緊急通報体制支援事業(以下「通報支 援事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものと する。	(通報支援事業) 第2条 通報支援事業は、市が特殊電話を高齢者等に無償で貸与し、本事業の実施に関し市が適当と認める事業者等(以下「緊急通報センター」という。)に委託し、高齢者等が日常生活上緊急援助を必要とする場合に、市、緊急通報センター、岐阜市消防本部及び緊急通報協力員等が相互に密接な連携をとりながら、救助又は支援を行う体制をいう。
	見守り協力事業所等連携事業実施要領			この告示は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりのため、高齢者の地域における見守り体制として実施する瑞穂市見守り協力事業所等連携事業(以下「見守り隊事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。	(事業内容) 第4条 協力事業所等は、その業務、団体活動その他の活動を通して、高齢者等 の安否の確認、援助の必要性その他の見守り活動を行うものとする。 2 協力事業所等に所属する職員等は、前項の見守り活動中に高齢者等の異変に 気付いたときは、市へ連絡するものとする。 3 市長は、前項の連絡があったときは、高齢者等の状況の確認を行い、異変が ある場合は必要な支援をするものとし、支援状況等について、連絡のあった協力 事業所等に報告するものとする。
	老人ホーム入所判定事務取扱要綱			老人福祉法第11条による養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)への入所措置(以下「入所措置」という。)の適正な実施を図るための入所判定等の事務取扱については、他に定めるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。	【地域ケア会議】 (1) 高齢者の生活支援を行うための総合的サービスの調査及び調整に関すること。 (2) 養護老人ホーム等への入所措置の開始及び変更、入所の継続等の要否の判定を行うこと。
第2章 国民健康保険	国民健康保険条例			市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	国民健康保険運営協議会
	国民健康保険条例施行規則	参画	第16条第1項 参画の方法	国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次の事項について審議する。	<ul> <li>(1) 一部負担金の負担割合に関すること。</li> <li>(2) 国民健康保険税に関すること。</li> <li>(3) 保険給付の種置及付整備に関すること。</li> <li>(4) 診療施設の設置及付整備に関すること。</li> <li>(5) 保健事業の実施大綱の策定に関すること。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</li> </ul>

	1	ĺ		I	
第3章 衛 生	廃棄物の処理及び清掃に関する条例			この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号。以下「廃掃法」という。)、特定家庭用機器再商品化 法(平成10年法律第97号)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の 規定に基づき、市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事 項を定めるものとする。	【廃棄物減量等推進審議会】 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的事項その他の 一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議
	廃棄物の処理及び清掃に関する規則	参画 協働	第16条第1項 参画の方法 第18条 協働	この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号。以下「廃掃法」という。)、特定家庭用機器再商品化 法(平成10年法律第97号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令(昭和46年政令第300号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法省令」と いう。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、環境省関係浄化槽法 施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法省令」とい う。)及び <sup>無</sup> 穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年 瑞穂市条例第85号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な 事項を定めるものとする。	2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他
	瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例	協働	第18条 協働	この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な生活環境を確保するため、市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	(環境美化促進の施策) 第7条 市長は、第3条に規定する環境美化の促進に関する施策として、次の各号に掲げる事業を実施する。 (1) 市民等、事業者及び占有者等の関心と理解を深めるため、毎年「瑞穂市クリーン活動の期間」を定め、全市一体となって行う空き缶等のごみの清掃事業 (2) 環境美化に関し市民等、事業者及び占有者等の意識の啓発、高揚に関する 事業 (3) その他環境美化の促進に必要な事業
第9編 産業経済 第2章 農林・畜産	ふれあい農園条例		第5条第4項 市民は、まちづくりの主体であ ることを認識し、居住する地域	市民が農作業を通して自然にふれあい、農業に対する理解を深めるとともに、健康でゆとりのある余暇利用に資するため、瑞穂市ふれあい農園(以下「農園」という。)を設置する。	本田農園 瑞穂市本田5番地1及び同番地3 祖父江農園 瑞穂市祖父江275番地1 十九条農園 瑞穂市十九条189番地1
	花いっぱい事業の推進に係る補助金交 付要綱	協働	ることを診断した。 の自治組織に加入し、及び協力 しながら活動するよう努めま す。 第9条第2項 地域における役割の尊重・支援	この要綱は、地域住民の快適な生活環境の創出のために、花と緑で飾り、憩いの空間の充実を図りながら市の景観づくりに努め、瑞穂市花いっぱい事業をより効果的に推進し、積極的な活動を行う組織に係る助成に関し必要な事項を定めるものとする。	(補助対象団体) 第2条 自治会に設置された公園、花壇を計画的に継続して植栽の促進に努め、花いっぱい事業を実施する市内に組織された次の各号に定めた団体に補助金を交付する。 (1) 自治会 (2) 老人クラブ (3) 子ども会 (4) 公益を目的として花の植栽を促進する自治会単位で設置された任意団体
	農業振興地域整備促進協議会条例	参画	第16条第1項 参画の方法	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農業振興地域の整備に関する重要施策の適切な推進を図るため、瑞穂市農業振興地域整備促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	【農業振興地域整備促進協議会】 (所掌事務) 第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査協議する。 (1) 農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項 (2) 農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
第10編 建 設 第1章 都市計画·公園	都市計画審議会条例			この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項 の規定に基づき瑞穂市都市計画審議会(以下「審議会」とい う。)を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定める ものとする。	【都市計画審議会】 法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問 に応じ都市計画に関する事項を調査審議
第2章 下水道	上下水道事業審議会条例	参画	第17条 計画の策定等への参画	瑞穂市上下水道事業を適正かつ円滑に推進するため、瑞穂市上 下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。	【上下水道事業審議会】 市長の諮問に応じ、上下水道事業に関する重要な事項について調査審議する。
第3章 土木・河川	道路整備計画審議会条例	. ≯µi		瑞穂市道路整備計画行政の円滑な運営を図るため、瑞穂市道路 整備計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。	【道路整備計画審議会】 道路整備計画行政の円滑な運営を図る (1) 市が定める道路整備計画に関すること。 (2) 道路整備計画について市が提出する意見に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が道路整備計画上必要と認める事項に関すること。
	地籍調査推進委員会設置要綱	協働	第18条 協働	瑞穂市における国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍 調査事業の円滑な実施を図るため、地籍調査推進委員会(以下 「委員会」という。)を事業実施地域ごとに設置する。	【地籍調査推進委員会】 (活動) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。 (1) 地籍調査事業の主旨の普及及び宣伝に関すること。 (2) 一筆地調査の作業計画作成及び推進に関すること。 (3) 道路、水路、堤防、河川等官民境界の調査および立会に関すること。 (4) 境界紛争に関し、調停や和解の勧告により、紛争の円満解決に協力すること。 (5) その他地籍調査の実施推進に関すること。

第4章 建築·住宅	建築物等に関するまちづくり条例	情報の共有	第5条 事業を営む市民	この条例は、市における秩序ある開発や建築行為を進めるため に必要な事項を定めることにより、住民参加による計画的で魅 力あるまちづくりを推進し、もって自然と調和した快適な都市 環境の形成を図ることを目的とする。	(基本理念) 第2条 まちづくりに関する開発及び建築行為は、地域の発展及び環境の保全に 貢献し、住民の福祉の向上に寄与しなければならない。 (申請書、届書、計画通知書及び報告書の経由) 第4条 市内において、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」とい う。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第388号)、建築基準法施行規則(昭和25 年建設省令第40号)及び岐阜県建築基準条例(平成8年岐阜県条例第10号)により知 事、建築主事又は指定確認検査機関(以下「知事等」という。)に提出すべき申請 書、届書、計画通知書及び報告書(以下「経由書類」という。)は、事前に市長を 経由しなければならない。
第12編 消防・防災 第1章 消 防 第2章 水 防	水防協議会条例			水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、瑞穂市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。	【水防協議会】 (所掌事務) 第2条 協議会は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査及び審議すると ともに、水防に関し必要と認める事項について関係機関に対して意見を述べるこ とができる。
第3章 災害対策	防災会議条例			この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、瑞穂市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。	【防災会議】 (所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 瑞穂市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
	国民保護協議会条例			この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、瑞穂市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。	【国民保護協議会】 (市町村協議会の設置及び所掌事務) 第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
	災害時要援護者登録事業実施要綱			この告示は、地域住民の互助により、市に居住する要援護者に 対する日常の見守り及び災害時における生活の支援を行うた め、本人の申請により登録された情報の共有を図り、地域で安 心して生活できる環境を整備することを目的とする。	(要援護者) 第2条 この告示における要援護者とは、次の各号に掲げる者のうち、災害時に 支援を希望する者であって、支援等を受けるために必要な個人情報について第4 条に定めるものに提供することを同意した者(以下「要援護者」という。)をい う。